附則第二十三条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百八十号）附則第三条の二の規定により読み替えられた、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」を「同令附則第十五条の規定により読み替えられた同令」に、「附則第十五条」を「附則第十八条」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

**第五条**　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ロ(2)中「の合算額」を「並びに当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額」に改め、同号ハ中「次の表の上欄に掲げる当該組合の」を「当該組合の別表第一の上欄に掲げる」に、「第五項第三号ニ(1)及び第四号」を「第五項第三号ホ(1)」に改め、同号ハの表を削り、同条第五項第三号中「及びロ」を「からハまで」に、「ハに」を「ニに」に、「ニに」を「ホに」に改め、同号ニ(1)中「次の表の上欄に掲げる当該組合の」を「当該組合の別表第二の上欄に掲げる」に改め、同号ニ(1)の表を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハ(1)中「一から給付費割合を控除した割合」を「イ(1)に定める割合」に改め、同号ハ(2)中「一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合」を「イ(2)に定める割合」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

第五条第五項第四号を削る。

附則第十三条の表第五条第一項第一号ロ(2)の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第五条第一項第一号ハ | 第五項第三号ホ(1) | 第五項第三号ホ(1)及び第四号 |

附則第十三条の表中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第五条第五項 | 第七十三条第二項 | 附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項 | 第五条第五項 |
| 第五条第五項第三号イ(1) | 一から給付費割合を控除した | 高齢者医療確保法第三十四条第一項及び高齢者医療確保法第三十四条第一項の規定により読み替えられた法第七十三条第二項に掲げる額の合計額に対する | 第七十三条第二項第一号イ |
| 第五条第五項第三号イ(2) | 一から付録第一の式により算定した割合を控除した | 付録第二の式により算定した | 第七十三条第二項第二号 |
| 第五条第五項第三号ハ(1) | 一から給付費割合を控除した | 高齢者医療確保法第三十四条第一項及び高齢者医療確保法第三十四条第一項の規定により読み替えられた法第七十三条第二項に掲げる額の合計額に対する | 第七十三条第二項第三号イ(1) |
| 第五条第五項第三号ハ(2) | 一から付録第一の式により算定した割合を控除した | 付録第二の式により算定した | 第七十三条第二項第三号イ(2) |

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 第五条第五項 | 第七十三条第二項 | 附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十三条第二項 |
| | 三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額の部分を除く。）の合算額（前期高齢者交付金があるときは、当該合算額から当該前期高齢者交付金に係る部分として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 | 三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額の部分（前期高齢者交付金があるときは、当該前期高齢者交付金に係る部分として政令で定めるところにより算定した額を控除した額）に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 |
| | イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 | イ　組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 |
| | (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 | (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 |
| | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 |
| | ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 | ロ　組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 |
| | (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 | (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 |
| | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 |
| | ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 | ハ　組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 |
| | (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 | (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 |
| | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 |
| | ニ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 | ニ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 |
| | (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 | (1)　被用者保険等保険者である組合以外の組合　イ(1)に定める割合 |
| | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 |
| | ホ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合 | ホ　次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合 |
| | (1)　被用者保険等保険者である組合の組合員である被保険者一人当たり所得額に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合 | (1)　被用者保険等保険者である組合の組合員である被保険者一人当たり所得額に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合 |
| | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 | (2)　被用者保険等保険者である組合　イ(2)に定める割合 |
| | 四　前三号に掲げる | 四　前三号に掲げる |